

鶴 見
青 色 申 告 会

鶴申だより

発行月は 4月・6月・8月・10月・12月・1月 です



発 行

鶴見青色申告会事務局

〒230-0051

鶴見区鶴見中央4-39-9

TEL 045-521-1145

FAX 045-502-0063

メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

年 頭 所 感



31

会 長

大河内 總一郎

新年明けましておめでとうございます。

平成 31 年の新しき春をご健勝にて迎えられたこと心よりお慶び申し上げます。

役員、会員、事務局職員の皆様には常日頃より会の運営には多大なるご支援、ご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

昨年を振り返ってみますと景気が上昇気流にまだ乗り切れていないのが現状のようです。

政治問題では近隣諸国のじわじわとくる圧迫感を覚えます。尖閣諸島から竹島、北方四島と関係諸国が包囲網を張り巡らせている状態です。加えて近年稀に見る風水害のパンチを浴び、大自然の恐ろしさを知らされました。被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

こうした状況の中、スポーツ界では、フィギュアスケートの羽生・宇野、スピードスケートの高木・小平、そして、テニス・卓球・バドミントン・水泳等多くのスポーツ選手が日本中を沸かせた。国民を喜びの渦に巻き込んでくれました。

一方会活動におきましては「毎日が指導日・相談日」をスローガンとして日々会員さんへの指導・相談を実施してまいりました。鶴見会の広報活動として地域のイベントには積極的に参加し、会勢拡大・増強を図ってまいりました。

また、東京地方税理士会鶴見支部の青木雅人支部長をはじめ諸先生方には年間を通じて相続・贈与に関する講習会にお力をいただいております。電子申告(e-Tax)の普及は言うに及ばず、消費税の軽減税率についても説明をしていただくなどご協力に感謝すると共に、私達役職員一同勉強していかなければと考えます。

会員弁護士関根健児先生による無料法律相談も定着してまいりました。

お陰様で昨年度は毎年減り続けてきました会員数が僅かではありますが増加致しました。大事なのは三橋前会長が築いた「前年比+6名」この数字を今年度はどれだけ増やせるか？私の本年最大の目標であり、目標達成には会員皆様のご協力をいただき会員の増強を図りたいと思います。冒頭に掲げました「31」という数字は平成31年という意味もありますが、会員数を前年比31人の増加を目標に2500名の台にのれど願っております。

青色会館も54年の年月がたち、傷んでまいりました。修繕費もかかるようになりそろそろ数年先を目標に建て直しも必要かと考えております。

本年も「会員さんに愛される鶴見青色申告会」を念頭に役職員一同がんばってまいります。

会活動にご理解いただき、なお一層のご支援ご協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、皆様とご家族のご健康と、事業の益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



鶴見税務署長
中村 辰博

新年明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、鶴見青色申告会の会員の皆様に、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

鶴見青色申告会におかれましては、平素から税務行政全般に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、旧年中は記帳点検事業や各種相談等を通じて、会員の皆様からの「より質の高い記帳を」という要望に応えつつ、広く納税者の皆様への青色申告制度の普及にもご尽力いただいたほか、私どもが進めております ICT 申告につきましても、その趣旨をご理解いただき、「税理士による代理送信」を含め、積極的に e-Tax の利用やマイナンバーカードの取得促進に取り組んでいただきました。

更には「つるみ臨海フェスティバル」や「つるみ夢ひろば in 總持寺」での「税金クイズ」、「税を考える週間」における街頭広報、会員以外の方でも参加できる「税務講習会」などを通じて地域に根ざした税の啓蒙活動を積極的に展開されました。

これもひとえに大河内会長をはじめ役員並びに会員の皆様の多大なるご尽力の賜物であり、改めて御礼申し上げるとともに、心より敬意を表する次第でございます。

今後とも会員相互の信頼を更に深められ、引き続き地域に密着された活動を展開されますようご期待申し上げます。

さて、いよいよ本年10月から消費税率引き上げと軽減税率制度が実施されます。特に軽減税率制度は、取扱商品など、多数の事業者の皆様に関係があり、制度の内容について十分にご理解をいただけるよう、広報等の各種施策を引き続き実施して参ります。

また、まもなく平成30年分の申告所得税・個人消費税の確定申告期を迎えます。本年は青色コーナーの更なる拡充を図り、納税者の皆様の自発的な適正申告と納税をしていただけるよう、記帳の充実に向けて取り組んで参りますので、なにとぞご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会員の皆様におかれましては、確定申告書の早期提出と、e-Tax の利用促進等に対しまして、引き続きご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、鶴見青色申告会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。



事務局からのお知らせ

決算・申告期の予約相談について

予約相談期間：平成31年1月24日（木）～ 3月2日（土）まで実施

- ※ 予約優先ですが、順番制の申告相談も例年通り行います。
- ※ 早期提出にご協力お願いいたします。
尚、3月15日間際のご相談は混雑が予想されますのでお早めにご来会ください。

★下書き用 決算書・確定申告書B について

下書き用の決算書の用紙が必要な方は、青色申告会にご来会いただくか、もしくは鶴見税務署へ取りにいて頂きますようお願い申し上げます。

尚、平成30年分以降用の各種申告書は1月下旬頃までには、青色事務局に取揃える予定でございます。

★電話対応に関してのお知らせ

電話対応は下記の時間内とさせていただきます。

通常業務時間

月曜日～金曜日（年末年始及び祝日は除く）

9:00～17:00（12:00～13:00は除く）

申告期特別対応

2月2日、9日、16日、23日、3月2日、9日の土曜日

9:00～12:00

ただし、申告期は指導員との電話が大変つながりにくくなります。

17:00以降（土曜日は12:00以降）折り返しのご連絡とさせていただきますので、ご承知おきください。

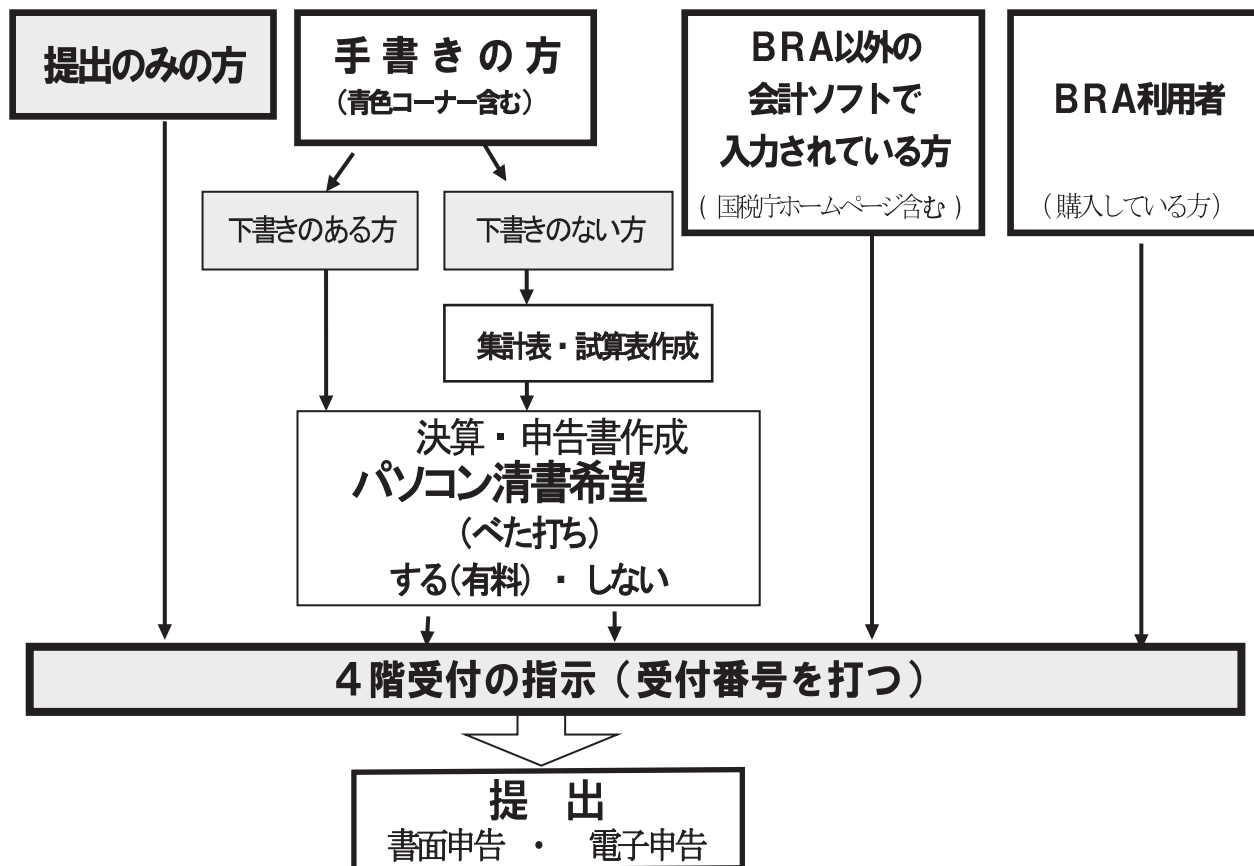
年末調整の事務手続きについて

平成30年7月1日以降支払う給与について徴収した所得税納付期限（納期特例 分）は、平成31年1月21日（月）です。期限内に必ずご来会くださいますようお願いいたします。

- ※なお、期限後の年末調整指導につきましては、お断りさせていただきます。都合により、どうしても年末調整を行う方は **有料** とさせていただきます。

（ 料金 1,000 円 ）

ご予約されなかった方の確定申告期の受付要領



・ ・ ・ ・ 準会員・特別会費料金表 ・ ・ ・ ・

準会員の会費

★準会員 A 小規模な不動産収入のある方	12,000 円
★準会員 B 共有不動産収入のある方	8,000 円
★準会員 C 給与・年金のみの方	3,000 円
(注) 準会員 A・B は正会員の親族の方	

特別会費

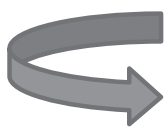
★正会員の親族や従業員等が臨時的に受ける事業・不動産以外の指導	3,000 円
★パソコンによる決算書・確定申告書の清書作成サポート	1,000 円
★パソコンによる消費税申告書の清書作成サポート	500 円
★年末調整指導 (期限後手続き)	1,000 円
★夜間指導 午後 5 時開始及び午後 6 時開始 (水・金) 1 時間	5,000 円

※その他特別会費の詳細は、事務所内等に掲示していますので
ご覧下さい。

決算・確定申告相談を受ける際にお持ちいただくもの



(必ずしもすべてのものが必要とは限りません)



必要書類をチェックしてからご来会下さい



- ☐ はんこ
- ☐ マイナンバーカード（パスワード等の確認ができるものをお持ち下さい）
- ☐ 平成28・29年分 決算書・確定申告書の控え

平成30年分

- ☐ 決算書・確定申告書
- ☐ 月別集計表（年間の合計をしておいて下さい）
- ☐ 合計残高試算表（1月～12月分）・・・貸借合計額の一致が大前提です！
- ☐ 給与所得の源泉徴収簿（受給者全員分）
- ☐ 新たに取得した減価償却資産（10万円以上のもの）明細書
⇒車両の場合は契約書、売却・下取りした場合はその明細書
- ☐ 支払った医療費の領収書
⇒受診者ごと、医療機関ごとに合計金額を算出しておいて下さい
※セルフメディケーション税制をご利用の方は『一定の取組』を行ったことの手続き書類が必要です
- ☐ 国民健康保険料（介護保険料含）の領収書又は、
「国民健康保険料（介護保険料）年間納付額のお知らせ」
- ☐ 国民年金の証明書並びに国民年金基金の証明書
- ☐ 小規模企業共済掛金の証明書
- ☐ 生命保険の証明書（一般用・個人年金用・介護医療保険用）
- ☐ 地震保険料並びに旧長期損害保険料の証明書
- ☐ 寄付金控除の領収書等
- ☐ 給与所得の源泉徴収票
- ☐ 公的年金等の源泉徴収票
- ☐ 住宅取得特別控除を受けられる方は住民票・売買契約書・登記事項証明書・
借入金残高証明書など一定の書類が必要です（初年度のみ）
2年目以降の方は、借入金残高証明書



税務署からのお知らせ

◆ 申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます

画面の案内に従って金額等を入力するだけで、計算誤りのない申告書を作成することができます。

確定申告期間中は、24時間利用でき、税務署へ行く手間がなくなります！

申告書の提出はe-Tax(データ送信)または郵送で！

申告書を作成 → 申告書を提出・・・「e-Taxで送信」(マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式) または 「印刷して郵送」

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp

マイナンバーカードを使って送信
(マイナンバーカード方式)

①マイナンバーカード ②ICカードリーダライタ

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方は
IDとパスワードで送信(ID・パスワード方式)

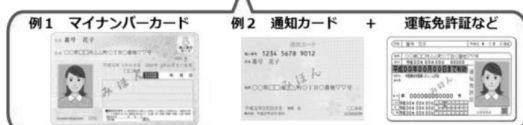
IDとパスワードは・・・
税務署で事前に発行手続きが必要です。
発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上
お近くの税務署にお越しください。

プリンタをお持ちでなくても、
コンビニ等のプリントサービス
(有料)を利用すれば、印刷
できます。

◆ 申告書等にはマイナンバーの記載が 必要です！

申告手続などには

マイナンバーの記載 と 本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です。



- 申告書を郵送等で提出する場合は、本人確認書類として、「例1マイナンバーカード」の裏表両面の写し又は「例2通知カード+運転免許証など」の写しを添付してください。
- ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

◆ 医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)



- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

◆ 「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請された方へ

確定申告をする場合は「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請したふるさと納税分も必ず申告してください！！

「ふるさと納税ワンストップ特例」は、ふるさと納税先団体が5団体以内で、確定申告を行わない給与所得者に適用される制度です。

医療費控除などで確定申告を行う方は、「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用を受けることができません。確定申告の際に、ふるさと納税ワンストップ特例分も含めた全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

今年から始めてください。 小規模企業共済を！

小規模企業共済制度とは…

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)又は会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。



節税や将来の備えにと、思っている方**必見！！**

毎月の掛金は、1,000 円～70,000 円で加入できます。
500 円単位で自由に選べます。

運営は独立行政法人中小企業基盤整備機構

お問い合わせ・お申込み ☎ 045-521-1145

鶴見青色申告会

共済係 龍浦まで

✧ 大切なお知らせ！ ✧

確定申告期、ご予約のない方の受付について

1月24日(木)～3月15日(金)

★受付時間

8時45分～16時00分

(2月、3月の土曜日は、11 時終了)

朝、8時45分前にご来会された場合は、
4階会場前でお並び下さい。

8時45分より受付させていただきます。

各種相談業務は、9時より開始させていただきます。

午前中は混雑状況により午後にまわって頂く
場合がございます。ご了承下さい。

(正午～13 時はお休み)

ご協力のほど、

よろしくお願いいたします。



● 行 事 予 定 ●

常 任 理 事 会	1 月 9 日 (水)	午後1時30分より
女 性 部 会	1 月 1 1 日 (金)	午後2時より
新 年 賀 詞 交 歓 会	1 月 1 8 日 (金)	午後6時より
	※JR 新横浜駅前「新横浜グレイスホテル」	
下 半 期 源 泉 税 支 払 期 限	1 月 2 1 日 (月)	
無 料 法 律 相 談 会	1 月 2 2 日 (火)	
青 年 部 新 年 会	1 月 2 3 日 (水)	午後7時より
予 約 申 告 相 談 開 始	1 月 2 4 日 (木)	～3月2日(土)まで
第3期労働保険口座振替日	1 月 3 1 日 (木)	
土 曜 日 開 業 日	2 月 2 日 (土)	
	2 月 9 日 (土)	
	2 月 1 6 日 (土)	
	2 月 2 3 日 (土)	
	3 月 2 日 (土)	
	3 月 9 日 (土)	
	土曜日開業日は午前9時～正午まで	
	※受付は午前11時まで	
労働保険データ提出期限	3 月 4 日 (月)	
所得税確定申告期限	3 月 1 5 日 (金)	
無 料 法 律 相 談 会	3 月 2 6 日 (火)	※事務組合連合会
消 費 税 申 告 期 限	4 月 1 日 (月)	

無料法律相談開催

第二東京弁護士会所属 会員弁護士全面協力による 法律相談

法律問題でお悩みの方、お一人で迷わず弁護士との相談を考えてみてはいかがでしょうか。
弁護士先生が親身にアドバイスしてくれます。毎回好評を得ている相談会を左記にて
開催しますので、ぜひこの機会に申し込みをしてみたいかがでしょうか。

日 時：平成31年3月26日(火)※一人一時間以内
所：鶴見青色会館3階会議室
予 約：鶴見青色申告会まで電話で予約をしてください。☎045・521・1145

お疲れ様でした

この度、木皿拓紀職員が12月20日付きで退職されました。5年4か月に渡り当会の業務に尽力頂き誠に
ありがとうございました。今後の人生におきましても、ご健康でさらなるご活躍を、役職員一同祈念しております。

なみひら み こ
新入職員紹介 波平 美子

12月3日付で事務局職員として採用されました。皆様のお役に
立てるよう頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からのお知らせ

1月18日(金)午後 新年賀詞交歓会のため休業とさせていただきます。

青色俳句会

順不同

去年今年売上伸びず元氣出ず	時田 幸吉
妻の夢母のと続き夢ずかれ	時田 幸吉
初夢の吾子はいつでも小学生	中村 俊光
初夢や語らざうなずく友がいる	野村 夏美
初夢や会話が弾む昼さがり	野村 夏美
去年今年我が青春の通り雨	海 夢 明
初夢はひ孫とともにリニア乗り	海 夢 明

『鶴申だより』

青色俳句会

四・五月号の兼題 「桜餅」
「母の日」

締切りは三月十日まで

六・七月号の兼題 「梅雨入」
「夏帽子」

締切りは五月十日まで

締切日は毎月十日まで(土日祝日の場合は翌日まで)

俳句に關してご意見ご要望がございまし
たら事務局までお知らせ下さい。

統括者 時田 幸吉